奥能登広域圏事務組合告示第１号

　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、奥能登広域圏事務組合が平成27年度及び平成28年度に発注する物品の購入若しくは製造の請負又は売払い等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する同令第167条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

　　平成27年1月23日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　組合長　梶　　文　秋

第1　入札に参加することができる者

　　入札に参加することができる者は、入札参加資格に関する審査を受け、奥能登広域圏事務組合競争入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。又は奥能登広域圏事務組合を構成する市町の有資格者名簿に登載された者とする。

第2　入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者

　　入札参加資格に関する審査に係る申請ができる者は、次の各号のいずれにも該

　当する者とする。

　　(1)　地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者

　　(2)　地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実

　　　があった後3年を経過した者

　　(3)　入札参加資格審査申請書を提出する日(以下「審査基準日」という。)の属

　　　する事業年度の直前の事業年度の決算において、販売(製造)高のある者

　　(3)　審査基準日までに納期限の到来した国税、県税又は市税を完納している者

第3　入札参加資格の審査項目

　　入札参加資格審査は、次に掲げる客観的事項について行うものとする。

　　(1)　営業年数

　　(2)　役員及び従業員数

　　(3)　年間販売高又は年間製造高

　　(4)　自己資本の額

　　(5)　自己資本比率

　　(6)　流動比率

　　(7)　固定比率

　　(8)　総資本経常利益率

第4　入札参加資格審査の申請手続等

　1　入札参加資格審査の申請の受付期間及び申請受付場所は、次のとおりとする。

　　 (1） 受付期間　平成27年2月1日から平成28年2月28日まで

　　　　　　　　　　(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

　　 (2)　受付場所　奥能登広域圏事務組合　事務局

　2　申請は、それぞれ別表に定める書類を添えて、市内業者にあっては直接、市外

　　業者にあっては郵送にて提出するものとする

　3　やむを得ない理由により受付期間内に入札参加資格審査申請書を提出するこ

　　とができなかったと市長が認める者については、平成27年5月1日から平成

　　28年12月22日まで随時入札参加資格審査申請書を提出することができる。

第5　有資格者名簿の登載及び有効期間

　1　組合長は、入札参加資格を有する者を決定したときは、その者を有資格者名簿

　　に登載するものとする。

　2　有資格者名簿の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

　　の2年間とする。

第6　変更の届出

　　入札参加資格審査申請書提出後に、社名、代表者、委任による代理人、使用印

　鑑等の変更が生じたときは、速やかに書面にて組合長まで届け出なければならない。

第7　入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当

　該資格を取り消すものとする。

　　(1)　地方自治施行令第167の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。

　　(2)　入札参加資格参加申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明

　　　らかになったとき。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 提出書類の名称 | 摘　　　　要 | |
| 1 | 入札参加資格審査申請書 |  | |
| 2 | 委任状 | 支店等に権限を委任する場合 | |
| 3 | 営業所一覧表 | 該当者のみ | |
| 4 | 納税証明書 | 市内業者（市税・県税・国税）  （市内の営業所等に委任がある業者も同様。） | |
| 県内業者（県税・国税）  （県内の営業所等に委任がある業者も同様。） | |
| 県外業者（国税） | |
| 5 | 商業登記簿謄本 | 法人のみ | |
| 6 | 財務諸表 | 法  人 | 貸借対照表、損益計算書又は株主  (社員)資本等変動計算書 |
| 個人 | 所得税確定申告時の貸借対照表、  損益計算書又は収支内訳書 |